

ツキノワグマ対策の実施について

1 広域パトロール実施

(1) 概要

地域振興局が主体となり、出没情報の把握及び隣接市町村との情報共有を図った上で、市町村等と連携して、被害の発生地点や目撃箇所を中心に広域パトロールを実施（クマは山中を移動し、複数の市町村に出没する可能性があるため）し、クマによる人身被害の未然防止を図る。

(2) 実施内容

ア 実施体制

野生鳥獣対策チーム（地域振興局）、市町村、鳥獣保護管理員（主に猟友会員）、警察（協力）

なお、実施に当たっては、必要に応じ自治会役員、鳥獣被害対策実施隊に参加を依頼する（10～15名/回を想定）。

イ パトロールの内容

- ・クマの目撃や被害があった集落周辺において注意喚起の実施等
- ・クマの目撃や被害のあった集落周辺の林縁部で、出没痕跡等の確認等
- ・クマの出没経路となっている河川沿いの点検等
- ・クマの出没の可能性が高い場所への捕獲檻設置の現地確認等

ウ 実施時間帯

- ・クマの活動が活発になっている朝夕の時間帯（登下校時間を含む）
- ・人身被害、目撃等の多い時間帯

エ その他

クマは、市町村域を跨いで移動することから、近隣の市町村と連携してパトロールを実施する。

オ クマ対策員の緊急派遣

広域パトロールの実施結果を受け、ツキノワグマの出没している地域へ、地域振興局の対策チームとクマ対策員等の専門家を現場へ派遣し、防除対策を推進する。